**平成２１年（フ）第７８９４号**
大阪府八尾市大字大窪1260番地１
破産者　松川　明司
１　期日　平成24年２月22日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９１６０号**
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１―200号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区向陵中町２丁４番20号
破産者　株式会社ミック楽器
１　期日　平成24年２月22日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第３７６７号**
大阪府吹田市吹東町１番29号
破産者　大原眞由美
異議申述期間　平成24年３月13日まで
平成24年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１１４号**
熊本県宇城市不知火町高良1736番地８
破産者　有限会社大嶋組
異議申述期間　平成24年３月14日まで
平成24年１月24日
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第４７号**
福岡県大牟田市明治町２丁目16番地４　明治コーポ201号
破産者　中村　順一
異議申述期間　平成24年３月26日まで
平成24年１月25日
福岡地方裁判所大牟田支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２０６号**
群馬県太田市東別所町146番地３
破産者　瀬川　　治
免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年１月25日　前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第２０７号**
群馬県太田市東別所町146番地３
破産者　瀬川　幸子
免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年１月25日　前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第９６８号**
神戸市灘区国玉通３丁目４番17号
破産者　五阿弥文隆
免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
平成24年１月24日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９６９号**
神戸市東灘区御影郡家２丁目18番３号、住民票上の住所広島県三次市十日市東３丁目３番20―305号
破産者　五阿弥琢磨
免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
平成24年１月24日
広島地方裁判所民事第４部

## 特別清算終結

**平成２３年（ヒ）第１７号**
栃木県下野市緑１丁目３番地１
清算株式会社　ＳＡＲエステート株式会社
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２３年（ヒ）第２０７０号**
東京都港区虎ノ門５丁目12番13号
清算株式会社　ＭＮ株式会社
１　決定年月日　平成24年１月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２３年（ヒ）第２号**
新潟市西蒲区金池10番地
清算株式会社　金池管財株式会社
代表清算人　福井　泰雄
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社金池管財株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額の0.2918パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は清算株式会社に対し、前項の規定による弁済を受けたときは、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、同社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な換価費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項によって行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度において効力を失う。
以上
新潟地方裁判所第１民事部

## 再生手続開始

**平成２３年（再イ）第２９号**
北海道小樽市若松１丁目９番13号
再生債務者　谷口　智彦
１　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月16日から平成24年３月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

## 再生計画認可

**平成２３年（再）第７号**
宮崎市小松台西３丁目10番地４
再生債務者　大西　長男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面等投票で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月23日　宮崎地方裁判所民事部

**平成２３年（再）第１号**
沖縄県宮古島市城辺字保良940番地の１
再生債務者　株式会社吉野
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月20日
那覇地方裁判所民事第３部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２３年（再イ）第７８号**
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目４番地　瑞穂野市営住宅５―34
再生債務者　松山　達也
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月21日から平成24年２月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２３年（再イ）第３５８号**
愛知県小牧市大字北外山635番地２　シャトー小牧Ⅱ502号
再生債務者　川口　敏夫
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月21日から平成24年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（再イ）第８０号**
兵庫県伊丹市南野５丁目２番38―601号
再生債務者　田村　頼彦
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月28日から平成24年３月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（再イ）第８５号**
兵庫県川西市新田１丁目２番16―504号
再生債務者　向井　公志
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月28日から平成24年３月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部